

補助金等取扱基準

補助金等の名称	地域防災力向上支援事業補助金														
補助事業等の標目	自主防災組織が行う防災及び減災並びに啓発活動に係る費用に対する補助を行うことにより、地域防災力の向上を図り、もって防災意識が高い安心安全なまちづくりを目指す。														
補助事業等の対象者	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件のいずれにも該当する者</p> <p>1 防災資機材等整備補助及び防災・啓発事業補助 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として市に届け出た団体であって、市内において地域の防災活動を行う団体（以下「自主防災組織」という。）</p> <p>2 防災士資格取得補助事業</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 令和6年4月1日以後に防災士の資格を取得した者（当該基準日の前年度に資格を取得し、基準日以後に申請した者を含む。）</p> <p>(3) 市の防災士資格保有者名簿（以下「名簿」という。）に登録し、及び市が自主防災組織、自治会及び消防団へ名簿を提供することに同意する者</p> <p>(4) 防災リーダーとして自主防災組織で活動する意思を持ち、自主防災組織の長が推薦する者</p> <p>(5) 自主防災組織、自治会、消防団及び市と協働して地域防災力の向上のための活動を継続してできる者</p> <p>(6) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者及び受ける予定でない者</p> <p>(7) 市税等を滞納していない者</p>														
補助対象経費	<p>1 防災資機材等整備補助 自主防災組織が防災及び減災を目的に整備した資機材で、次の表に掲げるもの又はこれらに類するもの</p> <table border="1" data-bbox="451 1429 1394 1975"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1429 603 1487" rowspan="2">種別</th> <th colspan="2" data-bbox="603 1429 1394 1487">補助対象品目</th> </tr> <tr> <th data-bbox="603 1487 831 1565">区分</th> <th data-bbox="831 1487 1394 1565">品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1565 603 1682"></td> <td data-bbox="603 1565 831 1682">保管庫等</td> <td data-bbox="831 1565 1394 1682">備蓄用資機材収納庫、防災資機材保管用棚 ※設置工事費を含む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1682 603 1760" rowspan="2">(1) 防災資機材の購入費用</td> <td data-bbox="603 1682 831 1760">情報伝達用具等</td> <td data-bbox="831 1682 1394 1760">メガホン、携帯用無線機、ラジオ等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1760 831 1975">救出、救護用具等</td> <td data-bbox="831 1760 1394 1975">はしご、担架、ヘルメット、救助資機材、チェーンソー、エンジンカッター、パール、救命ロープ、救急薬品、救急用品、自動体外式除細動器（AED）及び付随するパッド・バッテリー、雨合羽、安全長靴、強力ライト、誘導棒、避難誘導看板等</td> </tr> </tbody> </table>		種別	補助対象品目		区分	品目		保管庫等	備蓄用資機材収納庫、防災資機材保管用棚 ※設置工事費を含む。	(1) 防災資機材の購入費用	情報伝達用具等	メガホン、携帯用無線機、ラジオ等	救出、救護用具等	はしご、担架、ヘルメット、救助資機材、チェーンソー、エンジンカッター、パール、救命ロープ、救急薬品、救急用品、自動体外式除細動器（AED）及び付随するパッド・バッテリー、雨合羽、安全長靴、強力ライト、誘導棒、避難誘導看板等
種別	補助対象品目														
	区分	品目													
	保管庫等	備蓄用資機材収納庫、防災資機材保管用棚 ※設置工事費を含む。													
(1) 防災資機材の購入費用	情報伝達用具等	メガホン、携帯用無線機、ラジオ等													
	救出、救護用具等	はしご、担架、ヘルメット、救助資機材、チェーンソー、エンジンカッター、パール、救命ロープ、救急薬品、救急用品、自動体外式除細動器（AED）及び付随するパッド・バッテリー、雨合羽、安全長靴、強力ライト、誘導棒、避難誘導看板等													

		避難所用品等	車いす、リヤカー、パーテーション、簡易ベッド、災害時用毛布、スポットクーラー、簡易トイレ、トイレ用消耗品、投光器、非常用発電機、蓄電池、携行缶、テント、コードリール、ビニールシート、標旗、腕章、防災ベスト・ビブス等
		給食、給水用具	保存食、保存水、粉・液体ミルク、炊飯器、防災用水槽、給水タンク、浄水器等
		その他	土のう袋・砂、消火器、消防ホース格納庫、軽量可搬消防ポンプ、防災遊具、水中ポンプその他市長が特に必要と認めたもの
	(2) 放送施設の整備費	放送施設整備 (有線・無線)	当該地区において、防災等のために設置する放送施設設置整備事業に要する経費
	(3) 除雪器具の購入費	除雪器具	小型除雪機、融雪機、雪かき等
	<p>2 防災・啓発事業補助</p> <p>自主防災組織が行う防災及び啓発事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 防災訓練等に係る経費</p> <p>(2) 地区防災計画の新規策定及び更新に係る経費</p> <p>(3) 最短かつ経済的な経路で行う防災視察に係る研修経費又は他の自主防災組織が行う視察研修の参加経費（入場料、交通費及び資料費に限る。）</p> <p>(4) 地域防災マップの作成及び更新又は災害危険箇所等の調査に係る経費</p> <p>(5) 防災学習に係る事業費</p> <p>(6) 防災及び減災に係る啓発活動に係る事業費</p> <p>(7) 避難所運営委員会の設置及び運営等に要する経費</p> <p>(8) 避難所開設又は運営マニュアル等の作成及び更新に係る経費</p> <p>(9) 避難所開設及び運営力の向上に資する講座及び研修等に係る経費</p> <p>(10) その他市長が特に必要と認めたもの</p> <p>3 防災士資格取得補助</p> <p>防災士の資格取得に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した研修実施教育機関による研修講座（以下「研修講座」という。）の受講料</p> <p>(2) 研修講座の受講に必要な教材費</p> <p>(3) 防災士資格取得試験受験料</p> <p>(4) 防災士教本代（分団長以上の階級にある消防団員（退職者を含む。）に限る。）</p>		
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を補助する。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>1 防災資機材等整備補助</p> <p>(1) 防災資機材の購入費用</p> <p>ア 1回目 補助対象品目の購入額の3分の2以内の額とし、30万円を限度とする。</p> <p>イ 2回目以後 補助対象品目の購入額の2分の1以内の額とし、20万円</p>		

	<p>を限度とする。</p> <p>(2) 放送施設整備 ア 1回目 整備額の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。 イ 2回目以後 整備額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。</p> <p>(3) 除雪器具 補助対象品目の購入額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。</p> <p>2 防災・啓発事業補助 補助対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を限度とする。</p> <p>3 防災士資格取得補助 補助対象経費の10分の10以内の額とし、防災士1名につき3万5,000円を限度とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 防災資機材等の整備補助のうち、防災資機材等の購入費用及び放送施設の整備費については、自主防災組織が新たな防災減災対策を開始するに当たり課題となる費用負担を軽減することにより、新規取組を推進するため。 防災士資格取得補助については、最寄りで開催される研修講座の受講料等の費用が3万5,000円であり、その費用を全額補助することにより防災士の資格取得を推進し、防災力の向上を図るため。</p>
補助事業等の評価	補助金の交付件数、交付額、実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和6年4月1日
補助事業等の終了時期	令和9年3月31日
	【終了時期が3年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<p>1 防災資機材等の整備補助</p> <p>(1) 一の団体が同一年度内に補助金の交付を受けることができる回数は、補助対象経費の種別ごとに、それぞれ1回とする。ただし、災害により使用した資機材を補充するため市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 令和6年3月以前に自主防災組織防災資機材整備費補助金により防災資機材の補助を受けた団体が防災資機材整備等の整備補助を受けようとするときは、2回目以後の額及び補助率により算定するものとする。</p> <p>2 防災・啓発事業補助 一の団体が同一年度内に補助金の交付を受けることができる回数は、1回とする。</p> <p>3 防災士資格取得補助 この取扱基準において「防災士」とは、認定特定非営利活動法人日本防災士機構の認定登録を受けた者をいう。</p>

<p>提出書類</p>	<p>1 防災資機材等整備補助及び防災・啓発事業補助を受けようとする者は、規則に定める申請書に、見積書を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 防災士資格取得補助を受けようとする者は、地域防災力向上支援事業補助金（防災士資格取得補助金）交付申請書兼実績報告書（様式第2号-1）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 防災士認証状又は防災士証の写し</p> <p>(2) 補助対象経費の領収書の写し</p> <p>(3) 同意書</p>
	<p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 企画部 危機管理室 市民安全係</p>

令和 6年 3月 日 制定（令和 6年 4月 1日 施行）